

高齢者の在宅生活を支援します

問 高齢介護課高齢福祉係 ☎95-9888

1人暮らしや高齢者のみの世帯の家庭生活などを支援し、安心して在宅で生活ができるように次のサービスを進めています。

火災警報器給付

消防法及び火災予防条例により既存の住宅には設置が義務付けられています。

対象

- ・65歳以上の1人暮らしで、生活保護受給者又は住民税非課税の人
- ・ねたきり高齢者と同居する住民税非課税世帯に属する人

※1人につき1回で、今までに一度も火災警報器の支給を受けたことがない人に限ります。

内容 煙を感知し、音で知らせる火災警報器を支給・取り付け

用具 住宅用火災警報器を台所用、寝室用の2器

※2階に寝室がある場合は階段用に1器追加します。
借家・アパートに住む人は家主の了承が必要です。

軽度生活援助員派遣

対象 虚弱な65歳以上の1人暮らし又は虚弱な65歳以上のみの世帯に属する人

内容 資源ごみのごみ出し、家の周りの手入れ

料金 1時間あたり200円

※生活保護受給世帯などは免除します。利用は担当のケアマネージャーに相談してください。

理容サービス

対象 在宅（入院・入所中は除く）で、65歳以上のねたきり又は重度認知症の状態が3か月以上継続した人や身体障害者（1・2級）で、理容店へ行くことができない人

内容 理容業者が家庭を訪問し、散髪とひげそり（年間4回分の利用券を交付）

外出支援サービス

対象 在宅で65歳以上の1人暮らし又は高齢者のみの世帯に属し、下肢、視覚又は精神的障害のため一般の交通機関を利用することが困難な人（所得制限あり）

内容 市内の医療機関、公共施設への送迎（週1回まで）

利用 9時～18時

※年未年始は実施しません。

おむつ券支給

対象 在宅（入院・入所中は除く）で、65歳以上のねたきり又は重度の認知症の状態が3か月以上継続し、おむつを必要とする人

内容 市が適当と認めた事業所でおむつなどの介護用品を購入できる給付券を交付

給付券額 1か月3,000円

※要介護認定で要介護4・5を受けている住民税非課税世帯の人は6,250円です。

緊急通報システム

対象

- ・65歳以上の1人暮らしで虚弱な人
- ・65歳以上のみの世帯でねたきり高齢者と同居する人

※対象者でない1人暮らしの高齢者や高齢者世帯の人でも実費で取り付けることができるので、相談してください。

内容 緊急時に電話機の非常ボタンや緊急通報用ペンダントを押すと緊急通報センターにつながる機器を貸与

徘徊高齢者 位置情報システムサービス

対象 徘徊がみられる認知症高齢者（65歳未満の特定疾病の人を含む）を介護している家族

内容 GPSを利用して現在地の確認のできる装置の貸し出し

料金 機器は無料です。

- ・電話による情報提供：1回220円
- ・インターネット・携帯電話による情報提供：1回110円（月2回まで無料）
- ・現場急行料：1時間あたり11,000円

配食サービス

対象 虚弱な高齢者又は重度心身障がい者のみで構成される世帯に属する65歳以上の虚弱な高齢者

内容 安否確認を伴った配食の弁当代の一部を補助

料金 弁当代から補助金300円を差し引いた額

※利用にあたっては担当のケアマネージャーに相談してください。